

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、当該の翌日)

人又は地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)の規定による  
地方住宅供給公社に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年十二月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

## 鳥取県条例第四十五号

◇条 例 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例  
鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和四十年十二月二十三日

鳥取県知事・石  
破二朗

## 鳥取県条例第四十四号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、「同条第四項一号」の下に「又は第三号」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十年十月一日から適用する。  
政令第二百五十五号)第九条の二に規定する法人」を「、国家公務員等退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百五十五号)第九条の二に規定する法

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年十二月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

**鳥取県条例第四十六号**

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のよう改訂する。

第一条中「堺春防止法(昭和三十一年法律第二百八十八号)」の下に「、精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)」を加える。

第二条の表中 [ 婦人保護施設 ] を

婦人保護施設	鳥取県立婦人寮	鳥取市
精神薄弱者援助 護施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鹿野町

に改める。

第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の二条を加える。

(鳥取県立鹿野かちみ園の管理の委託)

第六条の二 知事は、鳥取県立鹿野かちみ園の施設設備の保全並びに収容者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する事務を財団法人鳥取県福祉事業団に委託する。

この条例は、規則で定める日から施行する。

**附 則**